

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて

平成 26 年 3 月  
令和 3 年 10 月押印廃止  
香美町福祉課

## 1. 例外給付の取り扱いについて

要支援1、要支援2及び要介護1の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できないが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具貸与の給付が認められている。また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、要介護2及び要介護3の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に給付が認められている。

したがって、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員(以下「ケアマネジャー等」とする)が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要である。

## 2. 例外給付の対象種目

## ○要支援1、要支援2及び要介護1の方

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」

## ○要介護2、及び要介護3の方

「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」

## 3. 例外給付の対象となる要件

## ① 直近の認定調査結果により下記表1の状態像が確認できる場合


◎必要性については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断すること。(確認申請手続きは不要)

(表1)例外給付対象種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 (注1)	※
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1)意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	「意志を他者に伝達できない」 など 又は主治意見書に認知 症状の記載がある場合
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く) (昇降座椅子を含む)  (注2)	次のいずれかに該当する者	
	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 「一部介助」 または「全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引 するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	(1)排便において全介助を必要とする者	基本調査2-6 「全介助」
	(2)移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-1 「全介助」

※ アの(2)及びオの(3)については、該当する認定調査結果がないため、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」によりケアマネジャー等が判断する。「主治の医師から得た情報」は書面に限らないが、連携不十分とならないよう留意し、照会・回答内容について必ず記録すること。

(注1) 「歩行ができる」であっても、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者として、適切なケアマネジメントにより地域の実情等を含め総合的に判断を行う。

(注2) 昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。「立ち上がり」はいすやベッド、車いすに座っている状態からの立ち上がりを評価するものである。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要がある。

- ② ①に該当しない場合でも、下記表2の状態像に該当することを香美町が書面等確実な方法で確認することができる場合  確認申請手続きが必要

### 【確認申請手続きの実施方法】

#### (1)利用者の状態の確認およびアセスメントの実施

ケアマネジャー等は、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が表2に示した(i)～(iii)の状態像に該当する可能性、及び福祉用具貸与が適当か否かを判断する。

(表2)

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の「状態像」に該当するに至ることが確実に見込まれる者
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者

[具体的な状態像や疾患の事例]

※以下はあくまでも例であり、確認申請に際しては医学的な所見によって、利用者が該当する状態像(上記表2のi～iii)を判断する。

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
(i) 頻繁な状態 変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
(ii) 急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台

(iii) 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具及び体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要があり、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

## (2)医学的所見の確認

ケアマネジャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適切と考えた場合、次の A, B いずれかの方法により医師の意見(医学的な所見)を照会し、表2の状態像(i)～(iii)のいずれかに該当することを確認する。

なお、医師に対して医学的な所見を確認する場合、単に情報提供を求めるのではなく、担当ケアマネジャー等としてのアセスメント内容、及び必要と考えられる福祉用具の種目等、必要な情報を明らかにすること

### A 要介護認定の主治医意見書

ケアマネジャー等は利用者の同意を得て、主治医意見書の写しを香美町から入手し、状態像(i)～(iii)のいずれかに該当することを確認する。主治医が主治医意見書作成の際にあわせて記載する場合は「特記すべき事項」欄に、利用者が(i)～(iii)に類型化された状態像に該当する旨を文章で記載する。

### B 医師の診療情報提供書

- ① ケアマネジャー等は医師に医学的所見を照会するにあたり、事前に自己負担金が生じることについて利用者に説明したうえ、利用者の同意を得る。
- ② ケアマネジャー等は、医師から提供された診療情報提供書に状態像(i)～(iii)の内容が明確に記載されていることを確認する。

## (3)サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施した結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケアプラン(介護予防ケアプラン)にその内容と医療機関名、医師名および医学的な所見を明記し、確認依頼申請書を作成する。なお、利用者に対し、確認申請手続きを代行すること等について説明を行い、確認依頼申請書(様式1)に同意を得る。

#### (4)確認依頼申請書類の提出

##### 《提出書類》

- ① 確認依頼申請書（様式1）
- ② 医学的な所見の確認書類（「主治医意見書（写）」または「診療情報提供書（写）」（様式3））
- ③ 要介護の場合：居宅サービス計画書(1)・(2)（写） サービス担当者会議の要点（写）  
要支援の場合：介護予防サービス・支援計画表(写)  
介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）（写） ※下記《注意点》(2)参照
- ④ 自己点検シート(様式4)

##### 《注意点》

#### (1) 確認依頼申請書等提出書類の記載漏れ及び不備がないか注意する。

◎[申請書]について

- \* 申請事業所名
- \* 管理者名
- \* 事業所番号
- \* 「3. 医学的所見」
  - ▶ 該当する状態像(i)～(iii)にチェックをする
  - ▶ 『所見確認日』はケアマネジャー等が医学的所見を確認した日
- \* 「4. 特に必要と判断した理由」
  - ▶ “サービス担当者会議記録を参照”と記載することは不可  
状態像や福祉用具を必要とする理由を簡潔に記載する。
- \* 本人同意欄

#### (2) 要支援の場合のサービス担当者会議記録について

- ・ 介護予防支援経過記録に記入している場合
  - ☞ 介護予防支援経過記録のみ提出
- ・ 介護予防支援経過記録に記入していない場合
  - ☞ サービス担当者会議の開催日前後を含む介護予防支援経過記録及びサービス担当者会議の記録の両方を提出

#### (3) 提出書類③に医学的な所見を確認した医療機関・医師名及び医学的な所見を必ず記載すること。

※提出書類不備(記載漏れ等)の場合は、返却となり保険給付に影響が出る場合があるので、書類の内容について注意すること。

#### (4)確認通知書の確認

香美町は提出された書類を確認し、申請事業所に確認通知書(様式2)を郵送するので内容を確認する。

#### 4. 福祉用具貸与の実施

- ① ケアマネジャー等はケアプラン(介護予防ケアプラン)を確定し、利用者に説明した上で同意を得て当該ケアプランを交付する。
- ② ケアマネジャー等は(介護予防)福祉用具貸与事業所にケアプラン(介護予防ケアプラン)を交付するとともに、利用者の同意を得て、香美町から通知された保険給付開始日、福祉用具の種類等、貸与に必要な情報を提供する。
- ③ (介護予防)福祉用具貸与事業所等は利用者の状態像に適した福祉用具を保険給付対象として貸与する。

#### 5. 必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング(少なくとも月1回)・介護予防ケアプランの評価(必要に応じて随時)等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録する。

- ・ ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」とする。
- ・ 「種目変更」「貸与再開」が必要となれば、再度「確認依頼申請」手続きを行う。

※事後に行われた香美町の実地調査および監査等によって、見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合は保険給付の返還対象となる。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行うこと。